

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第9号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市学校職員安全衛生管理規則及び堺市学校職員健康審査会規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う会計年度任用職員に係る病気休暇制度の改正を踏まえ、堺市学校職員健康審査会の審査の対象となる職員の範囲を見直すこととし、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の要旨</p> <p>(1) 会計年度任用職員の病気休暇が90日に延長されたことに伴い、堺市学校職員健康審査会の審査対象から除く改正を行うもの。</p> <p>(2) 規定の整備を行うもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済み）</p>

報告第9号

堺市学校職員安全衛生管理規則及び堺市学校職員健康審査会規則の一部改正について

次のとおり、堺市学校職員安全衛生管理規則及び堺市学校職員健康審査会規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和3年4月13日  
堺市教育委員会  
教育長 日渡 円

堺市学校職員安全衛生管理規則及び堺市学校職員健康審査会規則の一部を改正する規則

(堺市学校職員安全衛生管理規則の一部改正)

第1条 堺市学校職員安全衛生管理規則（平成19年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「1週間の勤務日の日数が3日未満である者及び1週間の勤務日の日数が3日以上である者のうち当該年度において6月を超えて継続して勤務していないものに限る」を「以下「会計年度任用職員」という」に改め、同項第1号中「とき」の次に「（当該休養について堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第10条に規定する病気休暇を取得するときを除く。）」を加える。

別表第2の備考中「及び地公法第22条の第1項に規定する会計年度任用職員」を削る。

様式第1号中「現症歴」を「現病歴」に改める。

(堺市学校職員健康審査会規則の一部改正)

第2条 堺市学校職員健康審査会規則（平成29年教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「任用された職員」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

堺市学校職員安全衛生管理規則（平成19年教育委員会規則第2号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（審査に係る手続）</p> <p>第29条 校長は、職員（臨時的に任用された職員及び地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（<u>1週間の勤務日の日数が3日未満である者及び1週間の勤務日の日数が3日以上である者のうち当該年度において6月を超えて継続して勤務していないものに限る。</u>）を除く。以下この条及び第31条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員から主治医の診断書（様式第1号）（結核性疾患の場合にあつては、総括安全衛生管理者が定める書類）及び予後の判定に必要な資料（以下これらを「診断書等」という。）を提出させ、教職員企画課長に送付しなければならない。ただし、堺市学校職員健康審査会（堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）第2条の規定により設置された堺市学校職員健康審査会をいう。以下「審査会」という。）が、当該職員に係る審査を終了したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 傷病のため長期の休養を要すると認められるとき。</p> <p>(2) 休職又は勤務制限の期間が満了するとき。</p> <p>(3) 休職中の職員が勤務に支障がない程度に回復したと認められると</p>	<p>（審査に係る手続）</p> <p>第29条 校長は、職員（臨時的に任用された職員及び地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）を除く。以下この条及び第31条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員から主治医の診断書（様式第1号）（結核性疾患の場合にあつては、総括安全衛生管理者が定める書類）及び予後の判定に必要な資料（以下これらを「診断書等」という。）を提出させ、教職員企画課長に送付しなければならない。ただし、堺市学校職員健康審査会（堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）第2条の規定により設置された堺市学校職員健康審査会をいう。以下「<u>審査会</u>」という。）が、当該職員に係る審査を終了したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 傷病のため長期の休養を要すると認められるとき（<u>当該休養について堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）第10条に規定する病気休暇を取得するときを除く。</u>）。</p> <p>(2) 休職又は勤務制限の期間が満了するとき。</p> <p>(3) 休職中の職員が勤務に支障がない程度に回復したと認められると</p>

き。

2～4 (略)

別表第2 (第31条、第33条、第34条関係)

休務期間区分表

区分	発令区分	休養又は療養命令 までの勤続期間	発令期間
結核性疾患	療養命令		1年以内
	休職命令		2年
結核性疾患以外の 傷病	休職命令	2年未満	2年以内
		2年以上5年未満	2年6月以内
		5年以上	3年以内

備考 この表の規定にかかわらず、結核性疾患以外の傷病に係る休職命令の発令期間は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条又は第5条の規程に基づき採用された職員及び地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては1年を限度とする。

き。

2～4 (略)

別表第2 (第31条、第33条、第34条関係)

休務期間区分表

区分	発令区分	休養又は療養命令 までの勤続期間	発令期間
結核性疾患	療養命令		1年以内
	休職命令		2年
結核性疾患以外の 傷病	休職命令	2年未満	2年以内
		2年以上5年未満	2年6月以内
		5年以上	3年以内

備考 この表の規定にかかわらず、結核性疾患以外の傷病に係る休職命令の発令期間は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条又は第5条の規程に基づき採用された職員にあつては1年を限度とする。

現行

様式第1号(第29条関係)

診 断 書  
(堺市学校職員健康審査会用)

氏 名	(フリガナ)	男・女	生年月日
			年 月 日( 歳)
所 属		職 名	
住 所	(電話番号)		

傷 病 名	(主症)	ICD-10 分類コード	(合併症)
既 往 歴			
現 症 歴			
治療状況及び経過	(ア 入院 イ 外来)		
診察所見	(できるだけ詳しく記入してください。別紙を添付しても構いません。)		
前回の審査結果			
意 見	年 月 日以後について該当する番号・記号を○印で囲み、制限内容、期間等をご記入ください。		
	1 勤務不可(休職)	ア 要医療(年月日)まで (a 入院 b 外来) イ 要観察(年月日)まで	注意事項等 症状の再燃・再発防止のために必要なことや、その他、特筆することがあればご記入ください。
	2 勤務制限	( )時間外勤務不可 ( )深夜勤務不可 ( )重筋作業不可	
		ア 要医療(年月日)まで イ 要観察(年月日)まで	
3 平常勤務可	ア 要医療(年月日)まで イ 要観察(年月日)まで ウ 健康		
上記のとおり診断する			
年 月 日		医療機関名称	
		所在地	
		担当医師名	
(自署しない場合は、記名押印をしてください。)			

改正案

様式第1号(第29条関係)

診 断 書  
(堺市学校職員健康審査会用)

氏 名	(フリガナ)	男・女	生年月日
			年 月 日( 歳)
所 属		職 名	
住 所	(電話番号)		

傷 病 名	(主症)	ICD-10 分類コード	(合併症)
既 往 歴			
現 病 歴			
治療状況及び経過	(ア 入院 イ 外来)		
診察所見	(できるだけ詳しく記入してください。別紙を添付しても構いません。)		
前回の審査結果			
意 見	年 月 日以後について該当する番号・記号を○印で囲み、制限内容、期間等をご記入ください。		
	1 勤務不可(休職)	ア 要医療(年月日)まで (a 入院 b 外来) イ 要観察(年月日)まで	注意事項等 症状の再燃・再発防止のために必要なことや、その他、特筆することがあればご記入ください。
	2 勤務制限	( )時間外勤務不可 ( )深夜勤務不可 ( )重筋作業不可	
		ア 要医療(年月日)まで イ 要観察(年月日)まで	
3 平常勤務可	ア 要医療(年月日)まで イ 要観察(年月日)まで ウ 健康		
上記のとおり診断する			
年 月 日		医療機関名称	
		所在地	
		担当医師名	
(自署しない場合は、記名押印をしてください。)			

堺市学校職員健康審査会規則（平成29年教育委員会規則第28号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>第1条（略） （審査事項）</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（臨時的に任用された職員を除く。以下「教職員」という。）の傷病による休養に関すること。</p> <p>(2) 教職員の休養又は勤務制限の期間の延長に関すること。</p> <p>(3) 休職を命ぜられている教職員の就業に関すること。</p> <p>第3条～第12条（略）</p>	<p>第1条（略） （審査事項）</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>(1) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（臨時的に任用された職員及び<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>を除く。以下「教職員」という。）の傷病による休養に関すること。</p> <p>(2) 教職員の休養又は勤務制限の期間の延長に関すること。</p> <p>(3) 休職を命ぜられている教職員の就業に関すること。</p> <p>第3条～第12条（略）</p>